

国民健康保険税納税通知書と
後期高齢者医療保険料額
決定通知書・
納入通知書を
送付します



平成28年度の国民健康保険税納税通知書は国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は被保険者全員に、それぞれ7月上旬から中旬までに送付します。

▽国民健康保険税 国民健康保険税率など（表1）のうち課税限度額の見直しを行いました。

▽後期高齢者医療保険料 保険料の料率は、2年間の医療給付費などを推計し、2年ごとに見直しが行われます。東京都後期高齢者医療広域連合では、平成28・29年度の保険料率など（表2）を決定しました。区市町村では、医療費の増加などに伴い、保険料の上昇が見込まれたため、増加抑

表1 国民健康保険税率など

	医療分	支援分	介護分
所得割額	賦課の基となる 所得金額×4.63%	賦課の基となる 所得金額×1.62%	賦課の基となる 所得金額×1.53%
資産割額	7.5%		
均等割額	1人当たり20,000円	1人当たり9,000円	1人当たり12,000円
平等割額	1世帯当たり10,800円		
課税限度額	54万円	19万円	16万円

（注）賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

（注）資産割額は、固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の税額に税率を乗じます。

（注）介護分は、40歳から64歳までの方が対象です。

表2 後期高齢者医療保険料率など

均等割額	所得割額	保険料限度額
1人当たり 42,400円	賦課の基となる 所得金額×9.07%	57万円

（注）賦課の基となる所得金額とは、表1国民健康保険税率などの（注）と同様です。

制策として本来保険料で賄うべき費用の一部を負担する措置を継続しますが、被保険者の皆さんにも一定の負担をお願いすることになりました。

▽問合せ
●国民健康保険税：保険年金課
●国民健康保険税：保険年金課
●後期高齢者医療保険料：保険年金課
●後期高齢者医療係

ジェネリック医薬品の
差額通知を送付します

市では国民健康保険に加入している方に「ジェネリック医薬品差額通知書」を年3回送付しています。ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減や医療費の増加が抑制され、国民健康保険財政の健全化につながります。

▽対象 新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、100円以上の自己負担額が軽減される見込みのある方

※平成27年4月診療分の薬代を基に計算し、7月中旬に送付します。

※薬の種類により計算の対象外となる場合もあります。

▽切り替える際の注意事項
●処方箋が必要です。必ず、医師・薬剤師にご相談ください。

●医師の判断で、切り替えができない場合があります。

●薬局に、切り替え可能な薬がない場合があります。

▽希望シールの配布 ジェネリック医薬品を希望する旨を表記したシールを窓口で配布しています。保険証などに貼ってご利用ください。

▽問合せ 保険年金課国保係

国際姉妹都市
マールボロウ市（米国）
生徒のホスト
ファミリー募集

国際姉妹都市のマールボロウ市から、ミドルスクールの生徒が10月21日（金）に来日し、11月1日（火）まで市内に滞在します。

▽募集数 10家庭（抽選、男子3人、女子7人来日予定）

▽ホームステイ期間 10月22日（土）～11月1日（火）

※10月24日（月）から31日（月）までのうち平日4日間は受け入れ生徒と一緒に市立中学校に通います。

▽謝礼 商品券1万円分（ホームステイ中の経費は各家庭で負担していただきます）

▽応募条件
●あきる野市立中学校に在籍する生徒がいる家庭

●国際交流に興味があり、受け入れについて家族全員の承諾が得られること

▽ホームステイ期間中、生徒を

●1人にするのではないこと
●国籍、人種、性別、宗教、思想などで差別的な言動をしないこと

●本事業の計画に従い受入すること（説明会、歓迎式典、事後報告会への出席など）

▽応募方法 6月30日（木）までに、申込書を在籍中学校に提出してください。

※申込書は市立中学校が窓口で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

▽応募・問合せ 生涯学習スポ



1ツ課生涯学習係（直通558・2438）

別表1 実施機関別の市政情報公開請求（申し出）件数

実施機関	主管課	件数
市長	企画政策課	1
	総務課	1
	課税課	14
	生活環境課	2
	生活福祉課	1
	障がい者支援課	1
	高齢者支援課	2
	区画整理推進室	2
	管理課	1
教育委員会	施設営繕課	2
	指導室	1
生涯学習スポーツ課		2
固定資産評価審査委員会	総務課	1
合計		31

別表2 市政情報の公開・非公開などの処理件数

区分	公開	一部公開	非公開	取下げ	不服申立て
義務的公開	3	1	1	1	1
任意的公開	3	17	3	1	0
合計	6	18	4	2	1

※任意的公開…市政情報の公開を請求できるもの以外からの申し出に対する公開とあきる野市情報公開条例の施行前に作成・取得した市政情報の公開

別表3 実施機関別の個人情報開示請求件数

実施機関	主管課	件数
市長	市民課	3
	高齢者支援課	3
合計		6

別表4 個人情報の開示・非開示などの処理件数

開示	一部開示	非開示	取下げ	不服申立て
1	3	2	0	0

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デジ版広報あきる野（音声版広報）のCDを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならなどなくても利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。

情報公開制度・
個人情報保護制度の
利用状況

情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める市民の権利を保障し、透明で開かれた市政を実現することを目的とした制度です。

個人情報保護制度は、市が保

有する個人情報の適正な取扱いについて定めることにより、市民の権利利益を保護し、市民の皆さんが自分の情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。平成27年度の市政情報の公開請求（申し出）、個人情報の開示請求などの状況は、別表1から別表4までのとおりです。

▽問合せ 総務課法規係



ごみの減量・資源化と
出し方にご協力をお願いします



各家庭から出るごみの大半が可燃ごみです。ちよつとした工夫でごみを減量することができま。資源の無駄使いをなくし、ごみを減らすために、ごみ

●可燃ごみの中には、水分を含んだごみが多く見受けられます。生ごみを出す前に水切りや乾燥を行うことで、ごみの減量につながり、焼却処理する際の燃料の消費も少なくなります。生ごみを出す際には、水切りなどのご協力をお願いします。また、シュレッダーごみなどの小さなごみは、収集時に散乱しないようしつかり袋の口を結んでください。

●缶、びん、ペットボトル、白色トレイなどで、汚れている

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

●もの資源にならないため、きれいに洗ってください。

●ごみの収集時刻は、交通事情や天候など、さまざまな理由により変わります。特に不燃ごみや資源の収集は、可燃ごみに比べ、早い時間に回る地域が多いので、ごみは当日の朝8時までに出すようにご協力をお願いします。

●ごみが動物などに荒らされないように、ネットや容器などの対策をお願いします。詳細は、「資源とごみの出し方カレンダー」をご覧ください。